

発注情報詳細等

件名

「学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託」

(平成24年2月10日公表分)

教育委員会事務局健康教育課

発注情報詳細等 目次

	ページ
学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託入札について	3
発注情報詳細(物品・委託等)	4
設計書・仕様書等	5
委託契約書・約款等	19
個人情報取扱特記事項	28
電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	32
質問書	33
公募型指名競争入札参加意向申出書	34
委託業務経歴書	35
入札書	36

学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託入札について

横浜市教育委員会事務局健康教育課

1 競争入札に付する事項

別添設計図書のとおり

2 設計図書《仕様書》等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、平成24年2月15日(水)午後4時00分(必着)までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を健康教育課にファクシミリにより提出してください。また、併せて、電子メールでも提出してください。

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局健康教育課 松崎・武田

ファクシミリ 045(681)1456

電子メールアドレス ky-kenkokyoiku@city.yokohama.jp

(3) 回答

平成24年2月16日(木)までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。

必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。

(3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

(4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

4 契約手続等に関する問い合わせ先

健康教育課 松崎・武田 電話 045(671)3696 (直通)

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による		
件名	学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託		
納入／履行場所	設計図書のとおり		
納入／履行期間	契約締結の日から平成24年3月30日まで		
入札参加資格	営業種目	316「コンピュータ業務」	
	所在地区分	市内	
	その他	<p>①横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>②平成23・24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、種目316「コンピュータ業務」に順位1位で登録され、細目B「データ入力」の登録があり、市内中小企業に区分される者で、かつ、A等級に格付けされている者であること。</p> <p>③入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>④以下の資格等をすべて有する者であること。</p> <p>ア 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認証(ISMS)登録</p> <p>イ プライバシーマーク取得</p> <p>ウ 個人情報取扱業務登録</p>	
提出書類	<p>①公募型指名競争入札参加意向申出書</p> <p>②委託業務経歴書</p>		
設計図書	5ページ以降		
入札参加申込締切日時	平成24年2月17日（金）午後4時00分		
指名・非指名通知日	平成24年2月21日（火）		
質疑締切日時	平成24年2月15日（水） 午後4時00分	回答期限日時	平成24年2月16日 （木）午後5時00分
入札及び開札日時	平成24年2月23日（木） 午後1時10分		
入札及び開札場所	中区真砂町2丁目12番地 関内駅前第一ビル3階 教育委員会事務局302会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない
注意事項			
発注担当課	教育委員会事務局健康教育課 電話045-671-3696		
契約担当課	教育委員会事務局健康教育課		

受付 番号	種目番号 316	連絡先	担当 教育委員会事務局健康教育課	担当者名 松崎・武田 電話 671-3696
----------	-------------	-----	---------------------	---------------------------

設 計 書

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 件名 | 学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託 |
| 2 | 履行場所 | 受託者施設 |
| 3 | 履行期限 | 契約締結の日から平成24年3月30日まで |
| 4 | 契約区分 | <input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約 |
| 5 | その他特約事項 | なし |
| 6 | 現場説明 | <input checked="" type="checkbox"/> 不要 |
| 7 | 業務概要 | 学校給食費の口座振替依頼に関わる口座情報の電子計算機用データの作成及び |
| | | 入力帳票を並び替えし、ファイルへ編綴する業務 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

8 部 分 払

する 回以内

しない

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	1 件あたりの 単価 (円)	金 額 (概算金額)

* 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 * 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

設計金額(概算金額)		¥
内訳	業務価格.....	¥
	(概算金額)	
	消費税相当額.....	¥
	(概算金額)	

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量 (概算数量)	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
電子計算機用データ 作成及び入力帳票並 へ替え業務		(140,000)	枚			
合計						
消費税及び 地方消費税相当額						1円未満切捨
委託代金額						

学校給食費口座振替納付届の
データ作成等業務委託

仕 様 書

横浜市教育委員会事務局健康教育課

1 委託業務名

学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託

2 履行期間

契約締結の日から平成24年3月30日まで

3 委託業務内容

(1) 受託者は横浜市教育委員会事務局健康教育課（以下「健康教育課」という。）が貸与した入力帳票により、健康教育課の指示したデータ作成要領等の仕様に基づき、記録媒体（CD-R）を正本として、電子計算機用データを作成すること。このとき、必ずベリファイを行うこと。

また必要最小限のテストデータ入力を行うこととし、この経費については受託者が負担すること。

(2) データ入力後の入力帳票については、給食対象者が幼児、児童及び生徒の場合は、学校別（353校）、学年別（小学校は6学年、特別支援学校は幼稚部3学年、小学部6学年、中学部3学年及び高等部3学年の計15学年）及び生年月日順に並べ替えを行い、健康教育課が貸与するパイプ式ファイルに学校ごとに編綴すること。給食対象者が教職員の場合は、生年月日順に並べ替えを行い、健康教育課が貸与するパイプ式ファイルに生年月日順に編綴すること。

編綴したパイプ式ファイルは、契約終了まで適切な管理のもとで保管すること。

(3) 契約期間中に入力内容に変更が生じた場合は、健康教育課は受託者に対して速やかに通知します。

4 履行場所（作業場所）

(1) 受託者は、すべての委託業務を、履行場所通知書で届け出た受託者の施設で行うこと。

ただし、事故等により処理が不可能なときは、支援履行場所（受託者施設のうち、履行場所通知書で届け出た施設以外の場所）で行うことができること。

(2) 受託者は、前項の規定により委託業務を支援履行場所で行う場合は、支援履行場所通知書を健康教育課に提出すること。

5 委託業務の数量

140,000件（数量は概算数量です。横浜市に提出される学校給食費口座振替納付届の件数により確定数量は変動します。）

6 貸与品

入力帳票140,000枚（概算数量）及びパイプ式ファイル400冊（以下「貸与品」という。）

7 貸与品の引き渡し

(1) 場所

ア 入力帳票（横浜市学校給食費口座振替納付届兼自動払込受付通知書）
健康教育課（中区真砂町2丁目12番地）

イ パイプ式ファイル
受託者の履行場所

(2) 日時

健康教育課の指定した日時

(3) 授受書類等

受託者は、貸与品の貸与を受けたときは、健康教育課に貸与品の借用書を提出すること。

(4) 職員証（身分証）の提示

受託者は、健康教育課で入力帳票の引き渡しを受けるときは、写真付きの職員証を提示すること。ただし、写真付きの職員証がない場合は写真付きの身分証明書で代用できるものとし、この場合

は帳票引き取り業務を主として担当する職員を定め、あらかじめ健康教育課に通知すること。

8 貸与品の返還

(1) 場所

ア 入力帳票（横浜市学校給食費口座振替納付届兼自動払込受付通知書）

健康教育課（中区真砂町2丁目12番地）

イ パイプ式ファイル

健康教育課（中区真砂町2丁目12番地）

(2) 日時

健康教育課の指定した日時

(3) 授受書類等

ア 受託者は、貸与品を返還したとき、または記録媒体を提出したときは、健康教育課に記録媒体等引渡書を提出すること。

イ 納品書には、健康教育課が指示する形式の学校別学年別件数表を添付すること。

9 貸与品及び成果品の授受上の留意事項

(1) 入力帳票

収納ケース又は布製袋等、入力帳票が散逸しないもので貸与します。

返還時は、3(2)のとおり編綴し、散逸しないようにすること。

(2) パイプ式ファイル

開梱し梱包材撤去のうえ、ファイルのみを貸与します。

返還時は、入力帳票を3(2)のとおり編綴し、背表紙に学校名等を記載すること。

(3) その他

入力帳票及び記録媒体の運搬時には、盗難等の事故が発生しないよう特に注意を払うこと。

なお、入力帳票及び記録媒体は、宅配便等第三者への貸与はできないこと。

10 納入された電子計算機用入力データが不完全である場合の措置

(1) 健康教育課は、納入された電子計算機用入力データの一部又は全部が不完全であると認められる場合、納入状況通知書により受託者に通知し、委託業務再実施請求書により再実施を請求できること。

(2) 再実施請求をした場合で、不完全データの作成原因が編集ミス・記録媒体への出力ミス等に起因する場合は、受託者は健康教育課からの通知後3時間以内に記録媒体を健康教育課へ納入すること。

(3) 受託者は、納入状況通知書の内容について異議のある場合は、検査結果等異議申出書により健康教育課に申し出ることができること。

11 検査

(1) 健康教育課は、納入された電子計算機用入力データを検査し、不合格のものについては委託業務検査結果通知書により受託者に通知し、委託業務再実施請求書により再実施を請求できること。

(2) 受託者は、検査結果について異議のある場合は、検査結果等異議申出書により健康教育課に申し出ることができること。

12 契約金の支払方法

8(3)イの納品書に基づき、検査に合格した件数に1件あたりの単価を乗じた金額とします（消費税は別途）。ただし1円未満は切り捨てます。

13 データ保護上の取り扱い

- (1) 受託者は、健康教育課に対して、備品の設置状況及び入力帳票等の貸与品の保管場所をあらかじめ届け出ることとし、健康教育課の承認を得ないで届け出場所以外に保管することはできないこと。また、健康教育課の職員は、作業場所について作業前に検査を行うことができること。
- (2) 受託者は、受託者所有の記録媒体に正本と同じデータを入力した副本を作成し、正本の納入期限から起算して10日間保管すること。
- (3) 受託者は、前項の保管期間満了後は直ちにデータ等の廃棄を実行すること。廃棄は第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって行い、それらの廃棄が確実に行われたことを証明する書類を健康教育課に提出すること。
- (4) 受託者は、入力帳票及び記録媒体を搬送中、やむを得ず搬送車輛から離れる場合は、必ず車輛に施錠すること。

14 主任担当者

- (1) 受託者は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任担当者」という。）を定め、主任担当者通知書により健康教育課へ通知すること。主任担当者を変更したときも同様とすること。
- (2) 主任担当者は、委託業務を指揮監督し、業務処理状況の明細を作成すること。

15 契約約款・特記事項等の遵守

受託者は、この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「委託契約約款」、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

16 その他

- (1) 委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項及び仕様書等について疑義が生じたときは、必要に応じて協議し決定すること。
- (2) 受託者は、委託業務の履行により知り得た業務内容について第三者に漏えいしないこと。また、委託契約終了後も同様とすること。
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項第7条に基づき、受託者は、健康教育課の書面による承諾を得ない限り、契約の履行のいかなる部分についても、第三者に委託することはできないこと。
- (4) 健康教育課は、委託業務の処理状況について必要に応じて立ち入り検査を行うことができること。

学校給食費口座振替納付届の
データ作成等業務委託

データ作成要領及び注意事項

横浜市教育委員会事務局健康教育課

共通事項

- (1) 該当データがない場合、数値の入力項目は、0（ゼロ）で埋めること。
- (2) 該当データがない場合、文字の入力項目は、空欄（ブランク）とすること。
- (3) カナ文字は、全角・半角に注意すること。

1 学校名コード（カラム位置1～5）

- (1) 学校名は、学校コード表による5桁のコード番号（353校）に変換し、入力してください。学校コード表は契約決定後にお渡しします。
- (2) 「〇〇学校」と記入されている場合は、「〇〇小学校」と記入されているものとして扱ってください。
- (3) 「〇〇特支学校」、「〇〇特別学校」「〇〇支援学校」と記入されている場合は、「〇〇特別支援学校」と記入されているものとして扱ってください。
- (4) 学校名の記入がない場合または学校名が判別できない場合は、付箋を貼り健康教育課へ連絡してください。

2 学部名コード（カラム位置6）

- (1) 1の学校名が特別支援学校の場合は、給食対象者の生年月日によって次のとおり入力してください。

「	～平6年4月1日」	教職員	「1」	を入力
「平6年4月2日～平9年4月1日」	高等部	「4」	を入力	
「平9年4月2日～平12年4月1日」	中学部	「3」	を入力	
「平12年4月2日～平18年4月1日」	小学部	「0」	を入力	
「平18年4月2日～平21年4月1日」	幼稚部	「2」	を入力	

- (2) 同様に生年月日の年が4桁で記入されている場合、西暦として次のとおり入力してください。

「	～1994年4月1日」	教職員	「1」	を入力
「1994年4月2日～1997年4月1日」	高等部	「4」	を入力	
「1997年4月2日～2000年4月1日」	中学部	「3」	を入力	
「2000年4月2日～2006年4月1日」	小学部	「0」	を入力	
「2006年4月2日～2009年4月1日」	幼稚部	「2」	を入力	

- (3) 1の学校名が小学校の場合は、「0」を入力してください。
- (4) 生年月日の記入がない場合または生年月日が判別できない場合は、付箋を貼り「9」を入力してください。

3 給食対象者氏名 全角カナ（カラム位置7～21）

- (1) 姓と名の間に、空白1文字を入れて入力してください。
- (2) 姓と名の間の空白1文字を含め15文字を超える場合は、超える部分を切り捨てて入力してください。
- (3) 姓と名の区分がはっきりしない場合または文字が判別できない場合は、付箋を貼り、見たとおり入力してください。

(4) アルファベットがあった場合は、記入どおり入力してください。

4 給食対象者氏名 漢字（カラム位置 22～36）

(1) JIS 第一水準及び第二水準に収録されている漢字を入力してください。

(2) JIS 第一水準及び第二水準の収録外漢字がある場合は、収録外漢字に該当するカナを入力してください。

(3) 姓と名の間に、空白 1 文字を入れて入力してください。

(4) 姓と名の間の空白 1 文字を含め 15 文字を超える場合は、超える部分を切り捨てて入力してください。

(5) 姓と名の区分がはっきりしない場合または文字が判別できない場合は、付箋を貼り、見たとおりに入力してください。

(6) アルファベットがあった場合は、記入どおり入力してください。

5 生年月日の暦（カラム位置 37）

(1) 「昭」または「平」に○がある場合は、次のとおりに入力してください。

「昭」 「3」を入力

「平」 「4」を入力

(2) 「昭」または「平」のいずれにも○がなく年が 2 桁で記入されている場合は、付箋を貼り「8」を入力してください。

(3) 西暦と明記されている場合または年が 4 桁で記入されている場合は、「9」を入力してください。

6 生年月日（カラム位置 38～45）

(1) 生年月日の暦で「3」、「4」、「8」を入力した場合は、年、月、日の順に 6 桁を右詰めで入力してください。

(2) 生年月日の暦で「9」を入力した場合は、年、月、日の順に 8 桁を入力してください。

(3) 生年月日の記入がない場合は、付箋を貼り健康教育課へ連絡してください。

7 金融機関コード（カラム位置 46～49）

(1) 記入のとおり入力してください。

(2) ゆうちょ銀行を選択しているために記載がない場合は、「0」を入力してください。

(3) 金融機関コードの記入がない場合またはコードが判別できない場合は、付箋を貼り健康教育課へ連絡してください。

8 本支店コード（カラム位置 50～52）

(1) 記入のとおり入力してください。

(2) ゆうちょ銀行を選択しているために記載がない場合は、「0」を入力してください。

(3) 本支店コードの記入がない場合またはコードが判別できない場合は、付箋を貼り健康教育課へ連絡してください。

9 種目コード (カラム位置 53)

(1) 「1」または「2」に○がある場合は、次のとおり入力してください。

「1」 「1」を入力

「2」 「2」を入力

(2) 「1」または「2」のいずれにも○がない場合は、付箋を貼り健康教育課へ連絡してください。

(3) ゆうちょ銀行を選択しているために記載がない場合は、「0」を入力してください。

10 口座番号 (カラム位置 54~60)

(1) 記入のとおり入力してください。右づめで記入されていないものは右づめで入力してください。

(2) ゆうちょ銀行を選択しているために記載がない場合は、「0」を入力してください。

11 通帳記号 (カラム位置 61~65)

(1) 記入のとおり入力してください。

(2) ゆうちょ銀行以外の金融機関を選択しているために記載がない場合は、「0」を入力してください。

12 通帳番号 (カラム位置 66~73)

(1) 記入のとおり入力してください。右づめで記入されていないものは右づめで入力してください。

(2) ゆうちょ銀行以外の金融機関を選択しているために記載がない場合は、「0」を入力してください。

13 預・貯金者氏名 半角カナ (カラム位置 74~88)

(1) 全国銀行協会が定める「全銀協パーソナル・コンピュータ用標準通信プロトコル (ベーシック手順) 適用業務およびレコード・フォーマット」の付録1「使用文字一覧」に準拠したものとしてください。具体的には以下のとおりとしてください。

ア 小文字 (例: ッャユョ) は、大文字 (例: ツヤユヨ) として入力してください。

イ ヲは、オとして入力してください。

ウ 濁音や半濁音 (例: ガギパピ) は、清音と濁点もしくは清音と半濁点の2文字 (例: ガ`キ`ハ`ピ`) として入力してください。

エ アルファベットは、大文字で入力してください。

オ 記号は、4種類 (() -.) だけ入力してください。4種類以外の記号が記入されている場合は、付箋を貼り、スペースに置き変えて入力してください。

(2) 姓と名の間に、空白1文字を入れて入力してください。

(3) 姓と名の間の空白1文字を含め15文字を超える場合は、超える部分を切り捨てて入力してください。

(4) 姓と名の区分がはっきりしない場合または文字が判別できない場合は、付箋を貼り、見たとおり入力してください。

14 徴収対象者氏名 漢字（カラム位置 89～103）

- (1) JIS 第一水準及び第二水準に収録されている漢字を入力してください。
- (2) JIS 第一水準及び第二水準の収録外漢字がある場合は、収録外漢字に該当するカナを入力してください。
- (3) 姓と名の間に、空白 1 文字を入れて入力してください。
- (4) 姓と名の間の空白 1 文字を含め 15 文字を超える場合は、超える部分を切り捨てて入力してください。
- (5) 姓と名の区分がはっきりしない場合または文字が判別できない場合は、付箋を貼り、見たとおり入力してください。
- (6) アルファベットがあった場合は、記入どおり入力してください。

15 金融機関受付年月日（カラム位置 104～109）

- (1) 受付年月日のうち、年は「24」で固定とし、月日を月、日の順に4桁入力してください。
- (2) 受付年月日が複数記載されている場合は、新しい日付を入力してください。

口座情報パンチ レイアウト

項番	内容	タイプ	桁
①	学校名コード	数値	5
②	学部名コード（特別支援学校の場合）	数値	1
③	給食対象者氏名（カナ／姓名の間に空白をいれる）	全角 カナ	15
④	給食対象者氏名（漢字／姓名の間に空白をいれる）	日本語	15
⑤	暦 【西暦＝9、昭和＝3、平成＝4】	数値	1
⑥	生年月日【西暦入力の場合8桁、昭和・平成入力の場合右詰6桁】	数値	8
⑦	金融機関コード 【振替先がゆうちょ銀行以外の場合】	数値	4
⑧	本支店コード 【振替先がゆうちょ銀行以外の場合】	数値	3
⑨	種目コード 【振替先がゆうちょ銀行以外の場合】	数値	1
⑩	口座番号 【振替先がゆうちょ銀行以外の場合】	数値	7
⑪	通帳記号 【振替先がゆうちょ銀行の場合】	数値	5
⑫	通帳番号 【振替先がゆうちょ銀行の場合】	数値	8
⑬	預・貯金者氏名（カナ／姓名の間に空白をいれる）	半角 カナ	15
⑭	徴収対象者氏名（漢字／姓名の間に空白をいれる）	日本語	15
⑮	金融機関受付年月日（月日のみパンチ、年2桁"24"固定）	数値	6

横浜市学校給食費口座振替納付届兼自動払込受付通知書

(届出先) 横浜市長

平成 年 月 日

預・貯金者	住所	〒□□□ - □□□□ 区		TEL	-	〔預・貯金〕 口座届印
	フリガナ 氏名	姓		名		
徴収対象者 (保護者) 上記の預・貯 金者と異なる ときに記入し てください。	住所	〒□□□ - □□□□ 区		TEL	-	〔徴収 対象者印〕
	フリガナ 氏名	姓		名		
学 校 名	横浜市立		① ②	学校		
フリガナ	③		④	性別	生年月日	
給食対象者氏名 (給食を食べる児童等)	姓		④	男・女	昭⑤平 ②月⑥日	
納付金の名称	横浜市学校給食費					
主管局課	横浜市教育委員会事務局健康教育課 (671-3277)					

私(徴収対象者)は、横浜市が給食対象者に提供する給食の食材に対する費用を支払うことを了承し、横浜市に納める上記の納付金を口座振替(自動払込)の方法で納付したいので、次の事項を確約の上、納入の通知書等は次の取扱店(事務センター)へ送付して下さるよう、お届けいたします。
 (徴収対象者と預・貯金者が異なる場合)私(預・貯金者)は、下記指定口座名義から納付することを承諾します。
 また、還付事由が生じた時は、還付金を下記の口座に振り込んでください。
 給食対象者が横浜市立の他の学校に転校・異動した場合、引き続きこの納付届を有効として扱ってください。
 口座振替(自動払込)により、横浜市歳入金として収納された場合、領収確認のための通知は請求いたしません。
 ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

金融機関	銀行 金庫 組合	本店 支	種目 (○印)	口座番号 右づめで記入してください
	⑦	⑧	1 普通預金 2 当座預金	⑩
指定口座	種目コード	契約種別コード	金融コード	払込先加入者名、払込先口座番号
	1 6 6	3 0	9 9 0 0	加入者名 横浜市会計管理者 口座番号 00260-2-960093
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号(右づめ)	
	1	⑪	0 の	⑫
振替日(払込日)	原則として毎月29日(2月は末日)。その日が休日又は休業日の場合は、翌営業日。			

注) 金融機関又はゆうちょ銀行の太線の枠内だけ記入してください。

※ 上記届出のことについては、口座振替(自動払込)依頼書の内容に基づき承諾いたします。

平成 年 ⑮月 日

取扱金融機関名

取扱店名

印

※
処
理
欄

受付(日付)印

⑮

(ご注意) ※欄は徴収対象者は記入しないでください。主管局課あてに提出してください。

徴収対象者→取扱店→事務センター→主管局課

委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

1 委託名 学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託

2 履行場所 受託者施設

3 契約期間 本契約締結の日 から 平成24年3月30日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]

概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]

6 部分払 しない する (回以内)

7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり

8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり

9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

10 委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

11 契約保証金 免除 _____ 円

12 特約条項 個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 横浜市中区港町1丁目1番地
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市教育長

印

受託者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

委 託 契 約 約 款

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。)し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(内訳書及び工程表)

第2条 乙は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

2 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。(着手届出)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に契約履行着手届出書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者

に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第31条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 乙は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とするものとする。

2 甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 乙は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4 乙は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 乙は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、甲乙協議して定める。

6 甲は、乙が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 乙は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は

請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第8条 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

(現場責任者等)

第9条 乙は、契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 乙は、契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(履行の報告)

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、甲に報告しなければならない。

(材料の品質、検査等)

第11条 乙は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において甲の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 甲から乙に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品

名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 甲は、支給材料又は貸与品を乙の立会いの上、甲の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

3 乙は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 甲は、乙から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 甲は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきがあり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 乙は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、甲に返還しなければならない。

11 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 乙は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、甲が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 甲は、前項の不適合が甲の指示による等甲の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼし

たときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 乙は、契約の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 甲が行う。
設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 甲は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要が

あると認めるときは、設計図書の変更の内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰することができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第18条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、甲は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第19条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場

合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、履行期間を変更し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第20条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項又は第18条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

- 3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第3項、第22条第4項、第23条ただし書又は第29条第3項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第21条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約代金額の変更を求めることができる。

- 2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

- 3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

- 4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(臨機の措置)

第22条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について甲に直ちに通知しなければならない。

- 3 甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると

認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第23条 契約の履行について生じた損害(第24条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲がこれを負担しなければならない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第25条 甲は、第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第3項、第21条第1項若しくは第2項、第22条第4項、第23条又は第29条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、設計図書の変更の内容を定め、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(中間検査)

第26条 乙は、契約の履行に関し、甲が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に立会いの上、甲の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定める。

3 乙は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第27条 乙は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

3 乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第28条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、甲に契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(完了検査前の使用)

第29条 甲は、第27条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第30条 乙は、別に定めるところにより、前払金の支払を甲に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第31条 乙は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、甲に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ甲の指定することによる。

3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を甲に請求しなければならない。

4 甲は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲が負担しなければならない。

5 乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 乙は、第4項の規定による検査に合格したときは、甲に部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第32条 乙は、甲が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第33条 甲は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、乙に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、甲は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。

4 甲は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第34条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相当する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第28条又は第31条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第34条の2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙又は乙を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「乙等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、乙等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定した

とき（確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(7) 第37条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額（契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。）の10分の1以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第35条の2 甲は、この契約に関して、乙が第34条の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第36条 甲は、契約の履行が完了しない間は、第35条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第37条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第38条 甲は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金額を乙に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

2 前項の場合において、第30条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第31条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、乙は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を甲に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条及び 当該余剰金に、前払金の支第35条の2の規定に 払の日から返還の日までの日に基づくとき。

払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとす

る。）の利息を付した額

(2) 解除が前2条の規定に 当該余剰額に基づくとき。

3 乙は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が解除になった場合において、履行場所に乙が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により乙が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条及び 甲が定める。

第35条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が前2条の規 乙が甲の意見を聴いて定める。定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により乙が執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(相殺)

第39条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(補則)

第40条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(平成18年3月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「甲」という。)がこの契約において個人情報を取り扱わせる者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、甲に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 乙は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙

及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

- 4 乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第9条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第10条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第11条 乙は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を乙に提出させなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「甲」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「乙」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、甲の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 乙は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について甲に報告しなければならない。

5 乙は、第2項及び第3項に定める乙の安全対策及び管理責任体制に関し、甲が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について甲乙協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 乙は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報を目だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 乙は、書面による甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって、甲から提供された非開示情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため乙の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他甲が指定する項目について、速やかに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止等)

第7条 乙は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、甲に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、前項の再委託を行う場合は、乙及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 乙は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による業務を遂行するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した非開示情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲が当該資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、甲は、乙に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、乙は、甲の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、甲の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 甲は、委託契約期間中必要と認めた場合は、乙に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 甲は、委託契約期間中必要と認めた場合は、乙に対して、電子計算機を設置する場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第10条 乙は、甲の提供した情報並びに乙及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 乙は、約款第27条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために乙又は再受託者が取り扱う非開示情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、乙が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 乙は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

(2) 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、当該著作物について、甲が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 乙は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

質 問 書

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

契約番号

契約件名 学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

項目（ページ数等）	質 問 内 容

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、「調達公告」又は「発注情報詳細」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、教育委員会事務局健康教育課（ky-kenkokyoiku@city.yokohama.jp）へ電子メールで送信するとともに、ファクシミリ 045(681)1456 にも送信すること。

なお、送信した場合は送信した旨を教育委員会事務局健康教育課（電話 045(671)3696）へ必ず電話で連絡すること。

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 平成24年2月10日（金）

種目名 316「コンピュータ業務」、細目B「データ入力」

	契約番号	件名
1	—	学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

（注意）種目別に提出してください。

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

契約番号 _____ 件名 学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託

※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

(注意) 1 案件ごとに提出してください。

2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。

なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。

3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（ ）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

入札（見積）書

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 学校給食費口座振替納付届のデータ作成等業務委託

(注意)

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の105分の100に相当する金額を記載すること。

- 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）